

「 倒産法実務 」

担当講師

舞田 靖子・佐田 洋平

開講日程・開講場所

前 期
毎週水曜日・5時限
九州大学法科大学院

授業内容・メッセージ等

シラバスの「授業目的」（倒産処理の実態及び実務を学ぶことにより、倒産法の理解を深める）に基づき、同「授業計画」（全15回）に記載のとおり進めていく予定です。

倒産法は、皆さんが司法試験に合格して実務家（特に弁護士）になった後、すぐに必要となる法律であり、極めて重要です。

実務的な観点から倒産法の基本的事項を習得するような授業としたいと考えていますので、是非多くの皆さんに受講していただきたいと思えます。

成績評価の方法

論文形式による最終試験（70%）と平素の授業への参加態度（30%）の総合評価によって判断します。

授業科目名	倒産法実務 Insolvency Law and Practice
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	前期
開講曜日・時限	水曜日・5時限
単位数	2単位
担当教員名	舞田靖子・佐田洋平 (Maita Yasuko , Sata Yohei)
授業の目的	倒産処理の実務を学ぶことにより、倒産法の理解を深める。
履修条件	基礎民法及び基礎民事訴訟法の既履修者が望ましい。 倒産法の基礎について学習済みである方が望ましい。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	上記授業目的及び下記授業計画に沿った授業を行う。
	This course examines Bankruptcy Act and Civil Rehabilitation Act.
授業計画	<p>第1回 倒産手続の概要 破産手続(1):倒産手続の概要、破産手続の申立 (佐田)</p> <p>第2回 破産手続(2):破産手続開始決定前後の実務処理 (佐田)</p> <p>第3回 破産手続(3):債権調査・財団債権の確定等 (佐田)</p> <p>第4回 破産手続(4):破産財団の管理・換価等その1[破産財団の意味、管理・換価総論、放棄等] (佐田)</p> <p>第5回 破産手続(5):破産財団の管理・換価等その2[債権(相殺)、手形、有価証券等] (佐田)</p> <p>第6回 破産手続(6):破産財団の管理・換価等その3[不動産(別除権)、動産、賃貸借の処理等] (佐田)</p> <p>第7回 破産手続(7):破産財団の管理・換価等その4[否認]、労働関係の処理 (佐田)</p> <p>第8回 破産手続(8):債権者集会[財産状況報告、債権認否等] (佐田)</p> <p>第9回 破産手続(9):財団債権の弁済・配当・終結 (佐田)</p> <p>第10回 破産手続(10):自然人の破産手続[同時廃止、自由財産、免責手続等] (佐田)</p> <p>第11回 民事再生手続(1):民事再生手続の概要 破産手続との違い (舞田)</p> <p>第12回 民事再生手続(2):再生債権と共益債権 (舞田)</p> <p>第13回 民事再生手続(3):再生債務者の財産の調査及び確保 (舞田)</p> <p>第14回 民事再生手続(4):再生計画 (舞田)</p> <p>第15回 民事再生手続(5):個人再生手続 (舞田)</p>
授業の進め方	講師が作成するレジュメに沿って、倒産手続の実務的な処理に倒産法の理論をリンクさせた授業を行う。主に講義形式であるが、状況に応じて討論形式を活用することもある。
教科書及び参考図書等	基本的教科書・・・「破産法・民事再生法」第4版(伊藤眞) 参考図書・・・「倒産判例百選」第5版(必ずしも購入の必要はない。)
試験・成績評価等	論文形式による最終試験(70%)と平素の授業への参加態度(30%)の総合評価によって判断する。
事前学習	第2回以降は教科書の範囲を事前に示すので、該当箇所を一読することが望ましい。
課題レポート等	原則としてレポート等の提出は求めない。

オフィスアワー	授業の前後に随時質問を受ける。
その他	

「 ジェンダーと法 」

担当講師

弁護士 深堀 寿美

開講日程・開講場所

2020年前期

4月7日(火)から7月17日まで

毎週水曜10:30~12:00

九州大学法科大学院 講義棟(六本松地区)

授業内容・メッセージ等

ジェンダーとは、社会的・文化的に形成された性差です。生物学的性差に基づく性差別は形式的・理論的には克服されたといわれていますが、現実社会においては、ジェンダーに基づく実質的な差別の存在こそが重要で、性中立的に見える制度であっても、それだけでは実質的な差別を克服することができていないのが現状です。特に、「司法」分野は、伝統的に男性中心の専門職領域であり、ジェンダーにより差別を受けてきた者が司法的救済を得ようとしても、更に司法におけるジェンダーバイアスにより二次的に差別され、救済を阻まれかねません。特に、訴訟手続、訴訟進行、証拠評価等の場面でバイアスが作用すると、司法が本来機能して実現されるはずの法の正義が実現できません。

講義では、社会及び司法におけるジェンダーバイアスの存在を認識し、これを法実現の場に持ち込むことの危険性についての認識を深め、学生が学ぶ法律、法解釈と経験している日常生活から、ジェンダーバイアスの存在を認識できる視点を養成し、ジェンダーバイアスにとらわれない法曹養成を目指します。

具体的には、民事・刑事・家事を中心として、法曹が日頃取り扱う業務を題材として、

- ①男女格差の現状について、各種統計資料の調査・検討をする
- ②適用法の立法事実を検討する
- ③従来の判断枠組みで妥当な解決が図れるのか再検討する

等を行うことにより、従来の制度あるいはその解釈、ひいては法曹の「常識」の中にあるジェンダーバイアスを認識するようにします。

「ジェンダーと法」の講義では、物事を見る際の、一つの視点「ジェンダーという観点からどうか」を理解・獲得することも目的にします。

成績評価の方法

講義中のレポート内の設問により評価し(30%)、予習を含む発言や出席を加味(70%)して総合的に評価しようと思います。

授業科目名	ジェンダーと法 Gender Equality and Law
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	前期
開講曜日・時限	金曜日・2時限
単位数	2単位
担当教員名	深堀寿美 (Fukahori Hisami)
授業の目的	ジェンダーとは、社会的・文化的に形成された性差である。生物学的性差に基づく性差別は形式的・理論的には克服されたといわれているが、現実社会においては、ジェンダーに基づく実質的な差別の存在こそが重要で、性中立的に見える制度であっても、それだけでは実質的な差別を克服することができていないのが現状である。特に、「司法」分野は、伝統的に男性中心の専門職領域であり、ジェンダーにより差別を受けてきた者が司法的救済を得ようとしても、更に司法におけるジェンダーバイアスにより二次的に差別され、救済を阻まれかねない。特に、訴訟手続、訴訟進行、証拠評価等の場面でバイアスが作用すると、司法が本来機能して実現されるはずの法の正義が実現できない。講義では、社会及び司法におけるジェンダーバイアスの存在を認識し、これを法実現の場に持ち込むことの危険性についての認識を深め、学生が学ぶ法律、法解釈と経験している日常生活から、ジェンダーバイアスの存在を認識できる視点を養成し、ジェンダーバイアスにとらわれない法曹養成を目指す。
履修条件	
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	民事・刑事・家事を中心として、法曹が日頃取り扱う業務を題材として、 ①男女格差の現状について、各種統計資料の調査・検討をする ②適用法の立法事実を検討する ③従来の判断枠組みで妥当な解決が図れるのか再検討する 等を行うことにより、従来の制度あるいはその解釈、ひいては法曹の「常識」の中にあるジェンダーバイアスを認識するようにします。 This course examines gender bias among laws and practical cases.
授業計画	第1回 男女平等の現状 ・民法、刑法、労働法 ・日本の現状、諸外国との比較による日本の現状、 ・国連女性差別撤廃委員会の勧告から見る日本の現状 ・男女平等が進まない原因は何か。 第2回 労働分野におけるジェンダーバイアス ・日本的雇用慣行と性差別禁止法理 ・男女同一賃金とジェンダー ・非正規雇用と女性の貧困 第3回 セクシュアルハラスメント ・規制の歴史 ・判例検討 第4回 家族法分野におけるジェンダーバイアス・民法(家族法)改正 ・家族法における婚姻の位置 ・親子関係、親権・監護権の決定とジェンダー ・相続とジェンダー

	<p>第5回 DV・ストーカー行為規制法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制の歴史と現行法 ・被害者支援の現場から見た暴力と法 <p>第6回 性暴力犯罪についてのケース研究／最近の刑法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の最高裁判決検討 ・刑事司法におけるジェンダーバイアス <p>第7回 社会保障・税の分野におけるジェンダー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・税・社会保障におけるジェンダー <p>第8回 政治改革の分野、指導的地位の女性比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治の分野における男女平等は ・指導的地位にある女性の比率は <p>第9回 LGBT・セクシュアルマイノリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的理解 ・司法上の問題 <p>第10回 非婚・少子化社会とジェンダー・リプロダクティブヘルスアンドライツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会現象としての非婚・少子化を考える ・リプロダクティブヘルスアンドライツの現状 <p>第11回 外国人女性の人権・女性差別撤廃条約と現状の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人女性の人権状況 ・女性差別撤廃条約と日本の状況、検討の必要性 <p>第12回 最近の最高裁判例検討(ジェンダー法の分野)</p> <p>第13回 事例検討・レポート作成</p> <p>第14回 事例検討・討論</p> <p>第15回 法曹としての心構え</p>
授業の進め方	<p>テーマに基づいて判例報告その他の課題を告知し、これに基づいて意見発表を求める。レポートを通じて、社会のジェンダーバイアスへの認識を深めるとともに、レポートの中の問題点を受講者とともに議論する。同時に性差を背景とする事件を多く取り入れ、ディベート形式での議論を行う。</p>
教科書及び参考図書等	<p>購入を要する教科書はなし。 参考図書「ジェンダーと法1巻～4巻」(ジェンダー法学会編、日本加除出版)、「ジェンダーと法」(辻村みよ子、信山社)。その他、各テーマ毎に指摘する。</p>
試験・成績評価等	<p>「ジェンダーと法」は本来、法曹が倫理的に身につけておくべき科目であり、個々の受講者毎に自らの中にいかなるジェンダーバイアスがあるかを認識し、その解消を図ろうとする努力過程が授業の中心になる。この過程には個人差が存在し、ある一時点での試験による評価にならないものである。よって試験は実施しない。成績は、一定の水準の素養が身についたかを授業中に実施するレポート内の設問により評価し(30%)、出席状況及びテーマに関する授業中の意見発表を含む発言等(70%)をこれに加味して多角的・総合的に判断する。</p>
事前学習	<p>授業内容を事前に告知するのでそのテーマについて自分はどうな考えを持っているか少し考えてくること。</p>
課題レポート等	<p>講義内でのレポート作成を予定している。</p>
オフィスアワー	<p>授業の30分前、及び授業終了後、六本松のキャンパスにて</p>
その他	

授業科目名	子どもの権利	期別	前期	授業形態	講義
担当者名	知名 健太郎定信	単位数	2	開講年次	2

授業科目の概要

非行等の少年事件、いじめ・体罰などの学校における諸問題、虐待・ひきこもりなど家庭における問題などの現状を把握した上で、子どもの問題についての共通した考え方を身につける。その上で、子どもの権利という視点から法律家等子どものかかわる者の果たすべき役割について、考え、理解を深める。

到達目標

1. 少年非行に関して、少年法の理念、少年事件の背景、少年審判手続およびその後の処遇について、体系的に理解した上で、少年の権利を擁護しつつ、更生を図るための弁護士付添人が実施すべき付添人活動を学ぶ。
2. 子どもの権利に関する学校における諸問題、家庭における諸問題について、子どもの権利の視点から考える能力を身につける。
3. 子どもの権利条約をふまえて、子どもの権利を現実の場面にどう反映させるべきかを、理解する。

成績評価基準および方法

評価基準は、到達目標の達成による。定期試験は行わず、授業での発言状況、レポートの内容を評価対象とする。おおよその基準としては授業での発言（頻度、内容）を50パーセント、レポート等提出物を50パーセントの割合で評価する。

テキストおよび参考文献

【参考文献】必ず購入する必要があるものではありません。

- ① 少年法入門（七訂第二補訂版）（司法協会）
- ② 少年法実務講義案（三訂補訂版）（司法協会）
- ③ 非行少年のためにつなごう！少年事件における連携を考える（現代人文社）
- ④ 子どもの権利ガイドブック（第2版）（明石書店）

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

子どもの問題がその根底ではつながりがあることなどを意識できるようになってください。

基本的に予習は必要ありません（必要がある場合は、事前に告知します。）。

講義後により、深く学びたい場合には、参考文献などを参照してください。

授業計画および内容等

第1回	「子どもの権利」の概要 少年法の理念	本講義の概要（少年非行とその他の子どもの問題）を説明します。 少年事件の理念（成人事件との違い等）を理解してもらいます。
第2回	審判に向けての付添人活動(1)	非行事実には争いが無い事例を前提にしつつ、少年との面会や、環境調整（保護者・雇用主・学校への対応）について、少年の更生に資する付添人活動について、具体的な事例をもとに説明します。
第3回	審判に向けての付添人活動(2)	非行事実には争いがある事例を前提にしつつ、否認事件における付添人活動について、具体的な事例をもとに説明します。
第4回	少年の処遇(1)	少年審判の結果の保護観察、少年院送致など、少年事件のその後について、学びます。 少年院の側から見た少年院における処遇などについて、説明します。

第5回	少年の処遇(2)	少年審判の結果の保護観察、少年院送致など、少年事件のその後について、学びます。 少年院に入所した側の立場から更生に必要なものはなにかを考えます。
第6回	少年法(1)	少年審判の動向、少年審判の対象、手続きの関与者、少年審判の流れなどについて、学びます。
第7回	少年法(2)	捜査段階における少年被疑者の取り扱い、家庭裁判所送致後の少年の身体拘束手続き、審判手続き、審判の種別、不服申立手続、検察官送致された少年被告人の刑事手続きなどを学びます。
第8回	審判後の少年への支援(1)	更生を支えるため、どのような活動が必要かを学びます。 具体的には、就労支援や、少年の更生をささえる活動をしている民間団体の活動に学び、更生のために何が必要かを考えます。
第9回	審判後の少年への支援(2)	更生を支えるため、どのような活動が必要かを学びます。 少年を支える環境の調整や少年の保護者への支援について、説明します。
第10回	児童虐待 児童福祉	児童相談所職員の講演（予定）を通じて、児童虐待に対する諸機関の活動内容や相互連携について学びます。
第11回	児童養護施設	児童養護施設、里親制度などの現状と、そこで生活する子どもたちへの支援について学びます。
第12回	子どもの権利条約	子どもの権利条約の理念、一般原則、重要な条項について、学びます。 また、わが国における子どもの権利の状況が条約に沿ったものであるかを検討します。
第13回	引きこもりへの対応	引きこもりの現状、原因とそれに対する支援、非行と引きこもりの関係などについて考えます。
第14回	学校問題	不登校、体罰、いじめの問題やフリースクールについて考えます。 学校での諸問題と子どもの権利の結びつきについて学びます。
第15回	ディスカッション	受講者各自において、子どもの権利に関するテーマを決めた上で、レポートを作成し、講義において要点を発表した上で、ディスカッションを行います。
関連 URL		
備考欄		
外部団体の方に来ていただき、現場の具体的な話を聞く予定であり、日程調整の関係で、日程が変更になる場合があります。		

授業科目名	民事執行・保全の実務	期別	後期	授業形態	講義
担当者名	瀧本 直	単位数	2	開講年次	2

授業科目の概要

権利判定手続である民事訴訟と権利実現手続である民事執行および将来の民事執行の準備である民事保全手続の関係の理解を深める。

そのため、民事訴訟や基本的な要件事実および担保法についても講義でとりあげる。また、民事執行と破産手続とは緊密な関係があるので、破産法の基本的事項も講義でとりあげる。

到達目標

実務的な具体例、最高裁判所判例の事例の検討を通じて、民事執行・民事保全の基本的内容および実務的な問題点を理解する。

成績評価基準および方法

(基準) 民事執行および民事保全の基本的事項および実務的な問題点の理解度並びに講義で取り上げる最高裁判所判例の理解度に基づいて評価する。

(方法) 定期試験(70%)および講義における発言、質疑応答等の平常点(30%)で評価する。

テキストおよび参考文献

教科書：上原敏夫・長谷部由紀子・山本和彦『民事執行・保全法 第5版』

(有斐閣・有斐閣アルマ、2017年3月、定価2,160円、ISBN978-4-641-22085-0)

参考書：上原敏夫・長谷部由紀子・山本和彦編『民事執行・保全判例百選 第2版』

(有斐閣・別冊ジュリスト208、2012年3月、定価2,376円、ISBN978-4-641-11508-8)

レジュメは講義の1週間前に配布し、判例資料等は必要に応じて配布する。

履修上の留意点、準備学習等(事前・事後学習)

この科目を履修するにあたっては、民事訴訟手続(判決手続)および担保物権法を履修しておくことが望ましい。

各授業のレジュメにおいて設問を設け、授業前に同設問を検討しておくこと(事前学習に1時間程度)。

毎週授業後には、授業で取り上げた最高裁判所判例を復習すること(事後学習に1時間程度)。

授業計画および内容等

第1回	民事執行法総論	民事訴訟と民事執行との関係 民事執行の意義、機能、種類 金銭執行の概要、非金銭執行の概要
第2回	民事保全法総論	民事訴訟と民事保全との関係 民事訴訟の訴訟物と民事保全の保全物との関係 民事保全の種類、特質・保全命令の発令と保全執行の概要
第3回	強制執行の要件と手続 — その1	執行機関の意義・種類 執行当事者の意義・能力等 債務名義の意義・種類および執行文の意義・種類
第4回	強制執行の要件と手続 — その2	強制執行の対象財産とそれに応じた強制執行手続・強制執行の開始要件 強制執行の障害事由 — 破産手続・民事再生手続・会社更生手続との関係

第5回	違法執行 不当執行	違法執行と不当執行の概念 執行異議と執行抗告の意義・内容 請求異議訴訟と第三者異議訴訟の概念・内容
第6回	金銭執行 — その1	金銭執行の対象財産の特定・選択およびそれに応じた執行手続 財産開示手続の意義・要件・効果 不動産に対する強制執行
第7回	金銭執行 — その2	強制管理の意義・要件・効果 船舶等の準不動産に対する強制執行 動産に対する強制執行
第8回	金銭執行 — その3	債権およびその他の財産権に対する強制執行 動産引渡請求権の差押え・執行
第9回	担保権の実行 — その1	担保権の実行と強制執行との関係 担保不動産競売
第10回	担保権の実行 — その2	担保不動産収益執行 抵当権に基づく物上代位に関する最高裁判所判例の検討
第11回	配当手続等	担保権と公租公課の関係・配当手続・弁済金交付手続 配当異議訴訟の意義・要件・手続
第12回	非金銭執行	直接強制・代替執行・間接強制の関係 作為・不作為請求権の執行 意思表示請求権の執行
第13回	執行妨害と その対策	民事執行法上の保全処分の概要 短期貸借制度の廃止と明渡猶予制度の創設 抵当権に基づく妨害排除請求に関する最高裁判所判例の検討
第14回	民事保全 — 仮差押	仮差押命令手続 仮差押命令の執行手続
第15回	民事保全 — 仮処分	仮処分手続 仮処分命令の執行手続 保全命令に対する不服申立て
関連 URL		
備考欄		